

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

株式会社 全銀電子債権ネットワーク 御中
東 奥 信 用 金 庫 御中

私（電子記録債権サービス（以下「本サービス」という）の名義人（本サービスの名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この本サービスが停止され、または通知によりこの本サービスが解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

① 貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
6. その他前各号に準ずる者

② 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

＜反社会的勢力の定義＞「組織犯罪対策要綱の制定について（依命通達）」（平成 26 年 8 月 18 日付警察庁次長通達）より
（ア）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
（イ）暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
（ウ）暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
（エ）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
（オ）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（カ）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
（キ）特殊知能暴力集団等（（ア）から（カ）に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

以 上